

農業豪雪被害対策緊急支援事業

今冬の豪雪被害に対応するため、大鰐町では下記のとおり緊急支援事業を実施します。

融雪剤購入費補助事業

対象経費

農業用融雪剤の購入経費の一部を補助します。

補助額

補助金額は下表のとおり

（樹園地１０ａ当たり２袋まで、農業用ハウス１００坪当たり２袋までを補助上限とします。）

１袋当たりの価格（税抜）	１袋当たりの補助金額
１，０００円以下	２００円
１，００１円以上	３００円

塗布剤購入補助事業

対象経費

雪害により枝折れした果樹の病害を防止するため、塗布剤購入経費の一部を補助します。

補助額

購入経費（税抜）の２０％、または経営面積に応じた補助上限額のいずれか低い額を補助します。

果樹経営面積	補助上限額
２ｈａ未満	５，０００円
２ｈａ以上	１０，０００円

補助要件

- ・補助対象者は、町内に住所を有する農業者、農業法人で町税等の滞納がない方
- ・令和７年１月１日から令和７年３月２１日に購入した経費を対象

申請方法

- ・受付期限 令和７年３月２１日まで
- ・申請先 役場農林課 農政係
- ・申請書類 ①交付申請書兼請求書 ②事業計画書
③事業内容がわかる資料（納品書、購買明細書、領収書など）
提出書類は農林課で配布するほか、町ＨＰからダウンロードできます

問合せ 大鰐町農林課 ０１７２－５５－６５７４（直通）